

(平成21年10月15日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認福井地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 1 件

厚生年金関係 1 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 3 件

国民年金関係 2 件

厚生年金関係 1 件

第1 委員会の結論

申立人のA株式会社に係る申立期間の標準賞与額の記録については、厚生年金保険法第75条の規定により、年金額の計算の基礎とならない標準賞与額と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人のA株式会社における申立期間の標準賞与額を27万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和37年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年3月31日

社会保険庁から郵送されてきた「ねんきん定期便」の年金記録の内容を見たところ、平成18年3月31日のA株式会社から支給された賞与について記録が無いことが分かった。

A株式会社から社会保険事務所に届出された賞与支払届により、平成21年7月17日付けで私の賞与に係る年金記録が訂正されたものの、この訂正された期間が保険給付の対象期間となっていない。

このため、賞与に係る保険料控除の事実を確認できる会社の賞与支払明細書を提出するので、保険給付の対象となるよう年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された賞与支払明細書から、申立人は、平成18年3月31日に、同社から賞与の支給を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、賞与支払明細書における

賞与額及び厚生年金保険料控除額から、27万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成21年7月16日に、事業主が申立人に係る申立期間の賞与支払届を社会保険事務所に提出していることが確認できることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

福井国民年金 事案 171

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年12月から49年5月までの期間、54年8月及び56年12月から57年5月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和14年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和48年12月から49年5月まで
② 昭和54年8月
③ 昭和56年12月から57年5月まで

平成20年10月に社会保険事務所で年金記録を確認したところ、申立期間について未加入であるとの回答を受けた。

私は、平成7年にA事業所を退職した後、国民年金への切替手続きをするためにB市役所へ行った際、担当職員から「年金記録に空いている期間がある。」旨の説明を受けた。

私は、結婚した時に父に国民年金手帳を渡されて以降、国民年金保険料を適切に納めてきたつもりだったので、担当職員の説明に疑問を持ったが、当該職員から、「国民年金保険料を納めなくては後の手続きができない。」と言われて、申立期間①、②及び③の保険料を一度に支払った。

私は、申立期間の保険料について納付書で支払ったのか、市役所窓口において直接現金で支払ったのかははっきりと覚えていないが、3万4,000円ぐらいの金額を支払ったと思うので、申立期間が未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②について、B市の国民年金被保険者名簿及び社会保険庁のオンライン記録をみると、申立人が国民年金被保険者の資格を喪失した昭和47年11月10日以降において、資格を取得した日は54年9月14日で、被保険者種別は任意加入であることから、申立期間①及び②は未加入

期間となるため国民年金保険料を納付することができなかったものと考えられる。

申立期間③について、当時、申立人の配偶者が厚生年金保険に加入していたことから、申立人は、国民年金について任意加入となり、申立人が国民年金の再加入手続を行った平成7年11月時点で、申立期間③当時にさかのぼって国民年金被保険者の資格を取得できない。このため、申立人は、国民年金保険料を納付することができなかったものと考えられる。

また、申立人が申立期間の保険料を納付したとする平成7年ごろの時点では、申立期間の保険料は時効により納付できない。

さらに、B市の国民年金被保険者名簿及び社会保険庁のオンライン記録をみると、資格取得日、資格喪失日、被保険者種別及び納付記録はすべて一致しており、行政機関の記録管理に不合理な点はみられない。

加えて、申立人は、国民年金制度発足当初に発行された手帳を含め4冊の国民年金手帳を所持しているが、いずれの手帳も国民年金手帳記号番号が同一であり、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたとは考え難い。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 9 月から 60 年 10 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 9 月から 60 年 10 月まで
昭和 57 年 9 月ごろ市役所から国民年金への加入手続のお知らせが自宅に送付されてきたので、妻が市役所で私の国民年金への加入手続を行った。
その後、私は、納付書（15 cm×5 cmくらい）に基づいて、3 か月ごとに組合長宅で国民年金保険料を納めていたので、申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、妻が昭和 57 年 9 月ごろ国民年金の加入手続を行い、自ら申立期間の国民年金保険料を納付したと主張しているが、申立人の国民年金手帳、A 市の国民年金被保険者名簿（紙台帳）及び社会保険庁のオンライン記録をみると、いずれも昭和 46 年 7 月 1 日に国民年金被保険者の資格を取得し、その後、平成 14 年 2 月 26 日に資格を再取得しているが、申立期間は、資格取得した記録が無く、未加入期間となるため、国民年金保険料を納付することができなかつたものと考えられる。

また、申立人の氏名について複数の読み方で検索したが該当する記録が無い上、申立期間について国民年金手帳記号番号払出簿を縦覧したが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和25年12月1日から28年2月1日まで
社会保険事務所で厚生年金保険の記録を確認したところ、申立期間について被保険者期間となっていない旨の回答を受けた。

私は、昭和25年12月にA工場を退職後すぐにB株式会社に入社した。入社して数か月後に、業務内容が変わり、環境の変化で風邪をひき健康保険証を使った記憶がある。

また、私より2、3年後に入社した後輩が、私より先に厚生年金保険の資格を取得していることに納得がいかないため、申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の供述から、申立人が申立期間当時、B株式会社に勤務していたものと推認することができる。

しかし、いずれの同僚についても、申立人の入社時期や厚生年金保険の加入状況に係る供述は得られなかった。

また、申立期間当時の事業主及び給与担当者は既に死亡していることから、申立人に係る勤務実態や厚生年金保険の適用について確認することができないほか、同社は、昭和44年1月1日付けで厚生年金保険の適用事業所でなくなっていることから、人事記録等の関連資料が無く、申立てに係る事実を確認することができなかった。

さらに、社会保険事務所が管理するB株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間当時の同社の従業員7名にアンケート調査を実施し、入社年月日から厚生年金保険被保険者の資格取得日までの

期間をみると、従業員ごとに区々となっており、申立期間当時、事業主が従業員ごとに厚生年金保険に加入させる日を判断していた状況が見受けられる。

加えて、申立期間について社会保険事務所が管理するB株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したが申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号にも欠番は無い上、申立人の氏名について複数の読み方で検索したが、該当する記録も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。